

“社会を明るくする運動” に御協力を



第72回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に当たって

はいさい ぐすーよー ちゅーうがなびら

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的に、毎年7月を強調月間として全国で関連行事が行われています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでどおりの活動ができない状況の中、本運動の推進に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、沖縄県における令和3年中の犯罪情勢について見ますと、刑法犯の認知件数が5,833件となっており、復帰後最多となっていた平成14年の2万5,641件から19年連続で減少している状況にあります。

しかし、他方で再犯者率が全国平均を越える高い水準で推移していることや、ここ数年で高校生を含む少年らによる大麻事件の検挙が相次ぎ、昨年は、県内における大麻取締法違反による摘発件数が、過去10年間で最多となるなど、極めて深刻かつ憂慮すべき状況にあります。

犯罪や非行をした人たちの中には、貧困や障害、依存症など、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている方々があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援を国や市町村、民間など関係機関・団体と連携し、これまで以上に再犯防止に向けた各種施策を推進するため、沖縄県におきましては、令和2年3月に「沖縄県再犯防止推進計画」を策定したところであります。

“社会を明るくする運動”沖縄県推進委員会におきましても、全国とともに「犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと」、「犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること」を運動目標に掲げ、県内各地で第72回“社会を明るくする運動”を推進することとしております。

貴職におかれましては、“社会を明るくする運動”の趣旨及び再犯防止の必要性を御理解いただき、本運動等における諸活動が活発に行われますよう、御協力をお願いいたします。

ゆたさるぐとう うにげーさびら

令和4年7月1日

第72回 “社会を明るくする運動”

沖縄県推進委員会委員長

沖縄県知事

玉城 デニー

